



島根県報

平成25年7月5日（金）

第2,509号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (情報政策課) 2

【告 示】

平成25年度第4次自衛官募集 (防災危機管理課) 4
 生活保護法の規定による医療機関の指定 (地域福祉課) 5
 生活保護法の規定による介護機関の指定 (") 5
 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 6
 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (") 6
 土地改良区の役員の退任の届出 (農村整備課) 7
 県営土地改良事業計画の決定 (") 7
 保安林予定森林（4件） (森林整備課) 7
 廃川敷地等の発生 (河川課) 9
 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 10

【公 告】

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定 (薬事衛生課) 10
 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 11

【特定調達公告】

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント原料化業務委託に係る一般競争入札の落札者等 (下水道推進課) 11
 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント原料化業務委託に係る一般競争入札の落札者等 (") 12
 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の肥料原料化業務委託に係る一般競争入札の落札者等 (") 12
 CRT運転適性検査器賃貸借に係る一般競争入札の実施 (警察本部) 13

【雑 報】

平成25年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験の実施 (消防総務課) 15
 平成25年度液化石油ガス設備士試験の実施 (") 16
 公益信託しまね女性ファンドの平成24年度の信託事務及び信託財産の状況 (環境生活総務課) 17

【正 誤】

平成24年2月28日付け島根県報第2,370号中 (総務課) 18
 平成24年3月30日付け島根県報号外第39号中 (") 18
 平成24年3月30日付け島根県報号外第47号中 (") 18
 平成25年6月21日付け島根県報第2,505号中 (森林整備課) 18

公布された条例等のあらまし

◇島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第51号）

1 規則の概要

- (1) 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う様式の整備（様式第1号－様式第3号関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成25年7月8日から施行することとした。

規 則

島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第51号

島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則の一部を改正する規則

島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則（平成16年島根県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第47条第2項」を「第47条第3項」に改める。

様式第1号中

「

ふりがな	
氏 名	

を

」

「

ふりがな	
氏 名	
ふりがな	
通 称	

に、

」

「

受 付 担 当 者		受 付 年 月 日	
-----------	--	-----------	--

を

」

「

受 付 担 当 者		受 付 年 月 日	
過 去 の 電 子 証 明 書 の 発 行 の 有 無		有 ・ 無	

に改め、同

」

様式（注）中4を7とし、3を6とし、2の次に次のように加える。

- 3 「ふりがな」欄は、外国人住民でローマ字表記の氏名の方は、記入不要です。
- 4 「通称」欄は、外国人住民で住民票に通称が記載されている方のみ、必ず記入してください。
- 5 「生年月日」欄は、外国人住民の方は、西暦で記入してください。

様式第2号中

「

ふりがな	
氏名	

を

」

「

ふりがな	
氏名	
ふりがな	
通称	

に改め、同

」

様式（注）中4を7とし、3を6とし、2を5とし、1の次に次のように加える。

- 2 「ふりがな」欄は、外国人住民でローマ字表記の氏名の方は、記入不要です。
- 3 「通称」欄は、外国人住民で住民票に通称が記載されている方のみ、必ず記入してください。
- 4 「生年月日」欄は、外国人住民の方は、西暦で記入してください。

様式第3号中

「

ふりがな	
氏名	

を

」

「

ふりがな	
氏名	
ふりがな	
通称	

に改め、同

」

様式（注）中4を7とし、3を6とし、2を5とし、1の次に次のように加える。

- 2 「ふりがな」欄は、外国人住民でローマ字表記の氏名の方は、記入不要です。
- 3 「通称」欄は、外国人住民で住民票に通称が記載されている方のみ、必ず記入してください。
- 4 「生年月日」欄は、外国人住民の方は、西暦で記入してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年7月8日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

告 示

島根県告示第491号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、平成25年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成25年7月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 募集種目

男性 自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）

女性 自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）

2 募集期間

(1) 男性

一 般 平成25年8月1日（木）から9月2日（月）まで

高校生 平成25年8月1日（木）から9月6日（金）まで

（平成26年3月高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者）

(2) 女性

平成25年8月1日（木）から9月6日（金）まで

3 試験期日

(1) 男性

筆記試験・適性検査・作文

一 般 平成25年9月6日（金）から同月7日（土）までの間の指定する1日

高校生 平成25年9月16日（月）から同月17日（火）までの間の指定する1日

身体検査・口述試験

平成25年9月24日（火）から同月26日（木）までの間の指定する1日

(2) 女性

筆記試験・適性検査・作文・身体検査・口述試験

平成25年9月23日（月）

4 試験場の位置及び名称

(1) 男性

筆記試験・適性検査・作文

松江市東津田町1741-1（電話0852（32）5605）

島根県松江合同庁舎

出雲市大津町1139（電話0853（30）5509）

島根県出雲合同庁舎

浜田市片庭町254（電話0855（29）5505）

島根県浜田合同庁舎

身体検査・口述試験

陸上自衛隊出雲駐屯地 出雲市松寄下町1142-1（電話0853（21）1045）

(2) 女性

陸上自衛隊出雲駐屯地 出雲市松寄下町1142-1（電話0853（21）1045）

5 採用予定日

平成26年3月下旬から4月上旬まで

6 その他

(1) 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の者

(2) 試験科目

ア 筆記試験（国語・数学・社会）、作文

イ 口述試験

ウ 適性検査

エ 身体検査

(3) この試験に関する問合せは、自衛隊島根地方協力本部（松江市向島町134-10電話0852（21）0015）に連絡すること。

島根県告示第492号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成25年7月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ますたに歯科クリニック	浜田市港町267-3	平成25年6月1日
有限会社ホットケアセンター複合型小規模多機能ほっとの家	浜田市熱田町705番地1	平成25年5月20日

島根県告示第493号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成25年7月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社ひょうま	益田市高津七丁目11番14号	通所介護	デイサービスセンター中吉田・しずかさんの家	益田市中吉田町508-4	平成25年4月1日
株式会社ひょうま	益田市高津七丁目11番14号	介護予防通所介護	デイサービスセンター中吉田・しずかさんの家	益田市中吉田町508-4	平成25年4月1日

			かさんの家		
林商事株式会社	大田市長久町長久イ506番地1	通所介護	リハビリデイサービスnagomi 松江橋北店	松江市学園一丁目16-50	平成25年6月4日
林商事株式会社	大田市長久町長久イ506番地1	介護予防通所介護	リハビリデイサービスnagomi 松江橋北店	松江市学園一丁目16-50	平成25年6月4日
株式会社松江にゅーよーく	松江市西川津町4246番地1	訪問入浴介護	株式会社松江にゅーよーく	松江市西川津町4246番地1	平成25年4月11日
株式会社松江にゅーよーく	松江市西川津町4246番地1	介護予防訪問入浴介護	株式会社松江にゅーよーく	松江市西川津町4246番地1	平成25年4月11日
雲南福祉サービス株式会社	雲南市加茂町南加茂706-4	認知症対応型共同生活介護	グループホーム加茂の郷	雲南市加茂町南加茂706-4	平成25年6月18日
雲南福祉サービス株式会社	雲南市加茂町南加茂706-4	介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホーム加茂の郷	雲南市加茂町南加茂706-4	平成25年6月18日
雲南福祉サービス株式会社	雲南市加茂町南加茂706-4	認知症対応型共同生活介護	グループホーム加茂の杜	雲南市加茂町南加茂706-12	平成25年6月18日
雲南福祉サービス株式会社	雲南市加茂町南加茂706-4	介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホーム加茂の杜	雲南市加茂町南加茂706-12	平成25年6月18日
社会福祉法人敬仁会	松江市佐草町2-2	認知症対応型共同生活介護	グループホーム太陽の里	松江市佐草町72番地1	平成25年7月1日
社会福祉法人敬仁会	松江市佐草町2-2	介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホーム太陽の里	松江市佐草町72番地1	平成25年7月1日

島根県告示第494号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

平成25年7月5日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社テーリング	訪問介護	訪問介護事業所みずほの里	出雲市灘分町239番地2	平成25年7月1日
株式会社テーリング	通所介護	通所介護事業所みずほの里	出雲市灘分町239番地2	平成25年7月1日

島根県告示第495号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成25年7月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
岩成工業株式会社	通所介護	GENK I N E X T	出雲市今市町869番地7	平成25年7月1日
	介護予防通所介護	出雲		
株式会社中林建築設計事務所	通所介護	介護予防センター 早	出雲市大津新崎町一丁目29番1	平成25年7月1日
	介護予防通所介護	稲田イーライフ出雲		

島根県告示第496号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年7月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

松江市土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

川原 良一 松江市学園二丁目21番28-805号

監事

今岡 幸男 出雲市斐川町富村835番地

島根県告示第497号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年7月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
八神・太田地区区画整理事業（県営農地環境整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	江津市役所

島根県告示第498号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年7月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市旭町本郷1768-2

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第499号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年7月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

益田市津田町799（次の図に示す部分に限る。）、801、802-8、1568-1から1568-4まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第500号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年7月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

江津市松川町市村387続2、390続1、531、532、664、666、670、670-1、671、675

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第501号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年7月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町左鐙字野平2526-1、2526-5

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

津和野町左鐙字野平2526-1、2526-5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第502号

安能地区広域営農団地農道整備事業の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県松江県土整備事務所広瀬土木事業所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年7月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 河川の名称

一級河川斐伊川水系塩谷川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成25年7月5日

3 廃川敷地等の位置

(1) 安来市広瀬町富田2501番4地先から同957番4地先まで

(2) 安来市広瀬町富田955番5地先から同916番8地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

- (1) 土地 51.18平方メートル
- (2) 土地 350.7平方メートル

島根県告示第503号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年7月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

川本町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

ア 急傾斜地の崩壊

川本N、川本M、川本U、川本V

イ 土石流

林谷川B、梅木谷

(3) 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所及び川本町役場において一般の縦覧に供する。）

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

邑南町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

ア 急傾斜地の崩壊

井原井原A

イ 土石流

角谷川右支溪E、矢上A、井原A、井原B、井原C

(3) 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所及び邑南町役場において一般の縦覧に供する。）

公**告**

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習を次のとおり指定したので、クリーニング業法施行細則（昭和46年島根県規則第53号）第12条第2項の規定により公告する。

平成25年7月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 研修及び講習の主催者

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

公益財団法人 島根県生活衛生営業指導センター

島根県松江市大輪町420-1

3 研修又は講習の種類等

(1) 第1型研修

開催年月日	会場名	所在地
平成25年10月20日	いわみーる	浜田市野原町1826-1
平成25年11月24日	島根県民会館	松江市殿町158

(2) 第2型研修

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成25年9月17日	平成25年10月15日	平成25年11月22日

(3) 第2型講習

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成25年8月8日	平成25年9月10日	平成25年10月18日
平成25年9月17日	平成25年10月15日	平成25年11月22日

注 第1型講習は、開催しない。

4 受講料

第1型研修 5,000円

第2型研修 5,000円

第2型講習 4,500円

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年7月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市中津町字川東9番1、9番3

面積 967.85平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市中津町24番地

矢田 智之

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成25年7月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 落札に係る役務の名称

- 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント原料化業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎1階）
 - 3 落札者を決定した日
平成25年6月27日
 - 4 落札者の氏名及び住所
宇部・山陽ロジス・JR貨物・萩森・クリエイト共同企業体
代表者 宇部興産株式会社建設資材カンパニー資源リサイクル事業部 事業部長 佐々木静次
山口県宇部市大字小串1978番地の2
 - 5 落札金額
56,595,000円
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 特例公告を行った日
平成25年5月17日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成25年7月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 落札に係る役務の名称
宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント原料化業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎1階）
- 3 落札者を決定した日
平成25年6月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
宇部興産・クリエイト共同企業体
代表者 宇部興産株式会社建設資材カンパニー資源リサイクル事業部 事業部長 佐々木静次
山口県宇部市大字小串1978番地の2
- 5 落札金額
42,262,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成25年5月17日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第8

3号) 第9条の規定により公告する。

平成25年7月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 落札に係る役務の名称
宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の肥料原料化業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町8番地(島根県庁南庁舎1階)
- 3 落札者を決定した日
平成25年6月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
やすぎ農業協同組合
代表理事組合長 山根盛治
島根県安来市飯島町1205番地1
- 5 落札金額
22,680,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成25年5月17日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

平成25年7月5日

島根県警察本部長 彦 坂 正 人

- 1 入札の内容
 - (1) 入札の件名
C R T 運転適性検査器賃貸借
 - (2) 仕様等
入札説明書による。
 - (3) 賃貸借期間
平成25年10月1日から平成35年9月30日まで
 - (4) 設置場所
松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター
浜田市竹迫町2385番地3 島根県西部運転免許センター
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
 - (3) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「14借入品」中分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県税を滞納していない者であること。
- (7) 消費税及び地方消費税について未納の税額がない者であること。
- (8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話 0852-26-0110 内線2241、2242

(2) 入札説明会

行わない。

(3) 入札説明書の交付期間及び方法

平成25年7月5日（金）から同月29日（月）までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は土曜、日曜及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。）。

なお、ファクシミリ及び電子メールによる交付は行わない。

(4) 入札書の提出期限

平成25年8月26日（月） 午後2時（郵送による入札にあっては、正午までに到着していること。）

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年8月26日（月） 午後2時
イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部1階聴聞室
ウ 開札 即時開札

(6) その他

ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は認めない。

4 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

6 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

10 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

11 契約書作成の要否

要する。

12 その他

詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Subject matter of tender : Lease Contract of CRT Driving Aptitude Tester, 1 set

(2) Bid tendering Date : August 26, 2013, 2 : 00P.M.

(Bids by Post must be received by noon on August 26, 2013)

(3) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters

8-1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan 690-8510

TEL : 0852-26-0110 (ext.2241 or 2242)

雑 報

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第31条の2の規定により、島根県知事の委任に係る平成25年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施するので、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和41年通商産業省令第54号）第11条第2項の規定により公示する。

平成25年7月5日

高圧ガス保安協会会長 作 田 顕 治

1 試験の種類

乙種化学責任者試験

乙種機械責任者試験

丙種化学責任者試験（液石）

丙種化学責任者試験（特別）

第二種冷凍機械責任者試験

第三種冷凍機械責任者試験

第一種販売主任者試験

第二種販売主任者試験

2 試験日時

平成25年11月10日（日）午前9時30分から（試験室への入室は9時10分まで）

3 試験地

松江市及び江津市

4 受験資格

年齢、学歴及び経験に関係なく誰でも受験できる。

5 合格基準

合格基準点は、各科目とも満点の60パーセント程度とする。

6 受験願書（案内）の常置場所

(1) 電子受付

平成25年7月5日（金）から高圧ガス保安協会のホームページに掲載（<http://www.khk.or.jp>）

(2) 書面受付

平成25年7月5日（金）から次の試験事務所で無料配布する。

〒690-0886 松江市母衣町55番地4 商工会館7F

一般社団法人島根県LPガス協会内 島根県試験事務所

電話番号0852-21-9716 FAX番号0852-27-8050

（受験願書等の受験に必要な書類を郵便により求める場合には、当該事務所に照会のこと。この場合、送料は受験者負担とする。）

7 受験願書受付期間及び受付方法

(1) 電子受付

平成25年8月26日（月）午前10時から同年9月6日（金）午後5時まで高圧ガス保安協会ホームページで受け付ける。（<http://www.khk.or.jp>）

受付期間中、24時間受け付ける。

(2) 書面受付

平成25年8月26日（月）から同年9月6日（金）まで島根県試験事務所で、郵送又は直接受け付ける。（受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで）

郵送による場合は、平成25年9月6日（金）までの消印があるもの（料金別納郵便、料金後納郵便、メール宅配便等それに類似するものにあつては、平成25年9月6日（金）までに到着したもの）に限り受け付ける。ただし、全科目免除に該当する者は、試験の種類に関係なく全て高圧ガス保安協会試験センターに提出すること。

8 受験手数料

試験の種類	受験手数料	
	電子受付	書面受付
乙種化学責任者試験、乙種機械責任者試験及び第二種冷凍機械責任者試験	8,500円	9,000円
丙種化学責任者及び第三種冷凍機械責任者試験	7,900円	8,400円
第一種販売主任者試験	7,100円	7,600円
第二種販売主任者試験	5,500円	6,000円

9 受験上の注意

試験当日、受験票に所定の写真を貼付の上、持参すること。受験票を持参しなかった場合又は受験票に写真を貼付していない場合は、受験できないものとする。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の6第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成25年度液化石油ガス設備士試験を次のとおり実施するので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第104条第5項の規定により公示する。

平成25年7月5日

高圧ガス保安協会会長 作 田 穎 治

1 試験の種類

液化石油ガス設備士試験

2 試験日時

筆記試験 平成25年11月10日(日) 午前9時30分から(試験室への入室は9時10分まで)

技能試験 平成25年12月1日(日) 液化石油ガス設備士技能試験受験票の技能試験日時欄に記載された時間

3 試験地

筆記試験 松江市及び江津市

技能試験 液化石油ガス設備士技能試験受験票の技能試験会場欄に記載された場所

4 受験資格

年齢、学歴及び経験に関係なく誰でも受験できる。

5 合格基準

合格基準点は、筆記(各科目)・技能試験とも、それぞれ満点の60パーセント程度とする。

6 受験願書(案内)の常置場所

(1) 電子受付

平成25年7月5日(金)から高圧ガス保安協会のホームページに掲載(<http://www.khk.or.jp>)

(2) 書面受付

平成25年7月5日(金)から次の試験事務所で無料配布する。

〒690-0886 松江市母衣町55番地4 商工会館7F

一般社団法人島根県LPガス協会内 島根県試験事務所

電話番号0852-21-9716 FAX番号0852-27-8050

(受験願書等の受験に必要な書類を郵便により求める場合には、当該事務所に照会のこと。この場合、送料は受験者負担とする。)

7 受験願書受付期間及び受付方法

(1) 電子受付

平成25年8月26日(月)午前10時から同年9月6日(金)午後5時まで高圧ガス保安協会ホームページで受け付ける。
(<http://www.khk.or.jp>)

受付期間中、24時間受け付ける。

(2) 書面受付

平成25年8月26日(月)から同年9月6日(金)まで島根県試験事務所で、郵送又は直接受け付ける。(受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで)

郵送による場合は、平成25年9月6日(金)までの消印があるもの(料金別納郵便、料金後納郵便、メール宅配便等それに類似するものにあつては、平成25年9月6日(金)までに到着したもの)に限り受け付ける。

8 受験手数料

(1) 電子受付 20,200円

(2) 書面受付 20,700円

9 受験上の注意

試験当日、受験票に所定の写真を貼付の上、持参すること。受験票を持参しなかった場合又は受験票に写真を貼付していない場合は、受験できないものとする。

公益信託しまね女性ファンド(平成24年度)信託事務及び信託財産の状況は次のとおりであるので、公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第4条第2項及び知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成

3年島根県規則第41号)第6条の規定に基づき公告する。

平成25年7月5日

公益信託しまね女性ファンド受託者

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

1 信託事務の概要

島根県内の女性を主たる構成員とする団体により行われた「魅力ある地域づくり」を推進する活動21事業に対し、計6,055,000円、「男女共同参画社会づくり」を推進する活動3事業に対し、計580,000円、「次代を担う人づくり」を推進する活動10事業に対し、計2,559,000円、合計34事業9,194,000円の助成金給付を行った。

2 信託財産の状況(平成25年3月31日現在)

資産合計	金341,048,120円
負債合計	0円
正味信託財産	金341,048,120円

正 誤

平成24年2月28日付け島根県報第2,370号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
1	目次中	生活保護法に	生活保護法の

平成24年3月30日付け島根県報号外第39号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
1	目次中	島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則	島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

平成24年3月30日付け島根県報号外第47号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
22	上から5	島根県病院局訓令第8号	島根県病院局訓令第1号

平成25年6月21日付け島根県報第2,505号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	島根県告示第472号中	平成25年島根県告示第248号で保安林の指定施業要件変更予定保安林と	平成25年島根県告示第428号で保安林の指定施業要件を変更